

**自立支援医療受給者証(精神通院医療)の自己負担上限額が
月額20,000円となっている方へ
～経過的特例の期限延長のお知らせ～**

現在お持ちの受給者証の表示のとおり、

記載された有効期限（赤色で記載）まで使用できます。

【有効期間について】
経過的特例が延長された場合は、
平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

※更新手続きは、記載された有効期限の3ヶ月前から可能です。

【経過的特例とは】

所得が一定以上の世帯に属する方も「重度かつ継続」に該当する場合は、自立支援医療の対象とされ、負担上限月額が20,000円となっています。

この取り扱いは、経過的特例として、平成30年3月31日までとされていましたが、平成33年3月31日まで延長となりました。

